

マイナンバーカードが 保険証として利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参もお願いします。



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン!



ここを
クリック!

※新デザインに変わる予定です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル(※)やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(※)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。





どんないいことが？ 7つのメリット

POINT!

1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。



POINT!

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



POINT!

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



POINT!

4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT!

5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT!

7 保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4 → 2」の順にお進みください。
【受付】平日 9:30 - 20:00 土日祝 9:30 - 17:30

マイナンバーカード以外の船員保険に関するお問い合わせは下記をお願いします。



全国健康保険協会 船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060 (携帯電話・IP電話ご利用の方)
0570-300-800 (固定電話ご利用の方は市内通話料金)

うみがめ〜る(メルマガ)会員募集中!

POINT 1

お役立ち情報をいち早くお届け!

POINT 2

登録は無料!



船員保険 メルマガ

検索

登録は検索または二次元コード